

Ⅱ

基本的な考え方

一 目的

松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業等」という。）に係る市の良好な景観の形成のための指針を定めるものとする。

本市の景観形成の目的は、個性豊かで美しく風格のある松江固有の景観を守り、開発と景観の保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て、市民共有の財産として後世へ継承することです。

良好な景観形成を進めるには、新たに開発・整備する際に取り組むだけでなく、建築物等や公共空間の更新の機会を捉えた継続的努力が必要です。こうしたなかで、公共事業等はその規模や公共性から景観に与える影響は大きく、市の景観形成を効果的に進める大きな契機となります。

この指針は、条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共事業等における景観形成のための基本的な考え方を定めるものであり、本市の良好な景観形成に寄与することを目的としています。

本てびきでは、公共事業等を行う際の配慮事項や具体的な施工の例を示しています。松江市景観計画に定める区域（次ページを参照）の種類にかかわらず、海や山など多様な自然に恵まれた松江市の景観特性等について、景観計画のなかで解説していますので、事業を行う際には参照していただき、より良い景観形成に役立ててください。（※松江市景観計画は、ホームページでご覧になれます。）

二 基本的事項

公共事業等の実施に当たって、市の良好な景観の形成を図るうえでの基本的な事項は、次のとおりとする

- 1 松江市景観計画（平成19年松江市告示第61号。）との整合を図ること。

松江市景観計画は、下記の基本理念を掲げる本市の良好な景観の形成に関する総合的な計画です。本指針の内容は、この計画との整合を図っています。

自然・歴史・文化が呼応する松江の風景

住むひとが誇りと愛着を感じ

訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり

松江市景観計画では市全域を松江市景観計画区域とし、ゆるやかな規制・誘導を行っています。また、特に良好な景観形成を図るべき区域を景観計画重点区域として指定し、きめ細かな景観形成基準を定めています。

松江市景観計画区域（※市全域）

ゆるやかな規制・誘導を行う区域

【景観計画重点区域】

伝統美観保存区域

松江城周辺など良好な伝統的景観（伝統美観）を有する区域

宍道湖景観形成区域

宍道湖景観の保全を図るべき区域

北堀町景観形成区域 ・ 清光院下景観形成区域

北殿町惣門橋通り景観形成区域

城下町の面影や歴史的風情を保全すべき区域

景観計画重点区域の区域変更や追加指定などについては、最新の松江市景観計画をご確認ください。

また、松江市全域の景観特性を大きく3つに分類し、その分類の中にある様々な景観を類型化したうえで、きめ細かく景観づくりの方針を定めています。

3つの景観類型	各景観類型の中にある様々な景観
松江市の骨格となる景観	湖畔景観ゾーン・海辺景観ゾーン・山並み景観ゾーン・道路景観軸・河川景観軸（ゾーンと軸を下図に示しています）
人びとの営みによる景観	住宅地景観・歴史的景観・商業・業務地景観・工業地景観・田園集落景観・漁港集落景観
人びとに潤いと安らぎを与える景観	眺望景観・公園緑地景観・情景景観・点の景観（良好な眺望景観を提供する展望地を下図に示しています）



この地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の数値地図50000(地図画像)を使用したもの(平16 総複 第498号)の一部を転載したものである。

なお、通知（占有行為等の場合は届出）を要する規模※となる各種公共事業等を行う際は、着手の30日以上前までに松江市長へ通知が必要です。区域によって通知が必要な事業の種類や規模、景観形成基準が異なりますので、事業計画を立てる際には必ず確認してください。

※ 「通知を要する規模」は、松江市景観条例 第9条（届出を要する行為）及び第13条（届出を要しない行為）における届出を要する規模と同一規模です。松江市景観条例については、「V 資料編」のV-1ページをご覧ください。

- 2 松江市内で行う公共事業等のうち、景観に及ぼす影響が大きく、市長が必要と認めるものは、松江市景観審議会に諮ること。

松江市景観審議会は、条例第 44 条において市長の附属機関として規定されており、建築、土木、デザイン、歴史、観光、まちづくりなどの学識経験者や公募委員で構成されています。

松江市景観条例 抜粋

第 44 条 市長の附属機関として、松江市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例及び松江市屋外広告物条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成及び屋外広告物に関する事項について調査し、又は審議するものとする。
- 3 審議会は、良好な景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。



松江市景観審議会が審議された公共事業（[左]天神川水門、[右]市道北堀 7 号線）

景観重要公共施設^{※1}（隣接する公共施設^{※2}を含む。）の改変を伴う公共事業等並びに景観計画重点区域で行われる公共事業等及び景観形成上重要な地域^{※1}において景観に与える影響が大きい公共事業等のうち、通知を要する規模^{※3}となるものについては、松江市固有の景観に及ぼす影響が特に大きいため、本指針を遵守するとともに、松江市景観審議会に諮り、多面的な検討を加える必要があります。

また、これら以外の公共事業等であっても、特に影響が大きいと判断される場合もありますので、公共事業等を計画する際は、事業の円滑な推進のためにも、できるだけ早い段階で景観行政担当までご連絡ください。

※1 「景観重要公共施設」とは、良好な景観形成を図るうえで重要な公共施設、「景観形成上重要な地域」とは、景観的に特色を持った地域です。詳しくは、「V 資料編」のV-16

ページ～V-23 ページをご覧ください。

- ※2 「隣接する公共施設」とは、景観重要公共施設と一体となって景観を形成する施設のことであり、橋梁や道路管理者が管理する護岸などが該当します。
- ※3 「通知を要する規模」は、松江市景観条例 第9条（届出を要する行為）及び第13条（届出を要しない行為）における届出を要する規模と同一規模です。松江市景観条例については、「V 資料編」のV-1 ページをご覧ください。



3 機能性、安全性、経済性等に配慮した設計を行うことはもとより、松江市の良好な景観形成のための先導的な役割を果たすことに留意すること。

公共施設は、多くの人々が利用する、比較的規模が大きい、長く利用されるなどの特徴があります。学校や図書館といった施設本来の機能を利用する人は勿論ですが、オープンスペースや公園として整備された外構部などは、憩い空間として不特定の多くの人に利用されます。

また、公共施設は、地域のランドマークとなります。地域の人々に愛され親しまれるデザイン、時代を経てもできるだけ色あせないデザインを十分に検討する必要があります。良好な景観形成は、まちづくりの一環であり、優れたデザインの施設は、地域や市全域の良好な景観形成の先導的な役割を果たします。



「松江」を印象付ける新たなランドマーク
(松江市総合体育館)

なお、施設に求められる本来的な機能や安全性はもとより、経済性（建設コスト、維持管理コスト）、生態系など自然環境への配慮^{※1}、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が安全に安心して快適に過ごすことができるような配慮^{※2}についても必要となります。今は、これらと良好な景観形成を両立させていくことが求められる時代です。

※1 松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例（平成17年 松江市条例第341号）をご確認ください。

※2 松江市ひとにやさしいまちづくり条例（平成20年 松江市条例第36号）をご確認ください。また、事業計画時に障がい者関係団体や福祉住環境コーディネーターなどの資格者、有識者に相談することが有効です。

4 地域の自然、歴史、文化及び伝統等の景観特性に配慮した形態、意匠、色彩等とし、さらに、適切な修景措置を講じるなど、良好な景観の形成を図ること。

松江市には、美しい自然景観を背景とした、人々の営みによる景観があります。歴史的情緒を感じさせる景観、閑静な住宅街、広がりのある田園集落、赤瓦の美しい漁村集落など、実に多様です。地域ごとに異なる歴史や文化、景観などの地域特性は、長い年月をかけて形作られ、そこに住む人々が大切にしてきたものです。



灯具や高欄のひとつひとつが城下町の風情を感じさせる
（松江大橋）

その地域の景観特性や、周辺の景観との連続性に配慮せずに公共事業等を行うと、もともとその地域にあった景観になじまず、ちぐはぐな印象となってしまいます。また、地域特性を無視して画一的な事業を行えば、日本全国どこにでもあるような、味気ない景観を作ることにもなりかねません。個性のない景観には愛着が生まれませんし、古くなるにつれ魅力を失ってしまうでしょう。

公共事業等を行う際には、自然や地形などの景観特性や、その地域の人々が大切にしてきた歴史や文化等を事前に調査し、これらと調和する良好な景観を形成するよう努める必要があります。

5 公共事業等が地域の景観や住民生活に及ぼす影響、事業完了後の景観の維持に関する住民等と行政の役割分担などについて、必要に応じて住民等に対して説明、意見交換等を行うこと。

景観への影響を検討する場合には、スケッチパース、コンピューターグラフィックス、写真との合成等による完成予想図や模型、着色図面などの視覚的な媒体を用いて行うことが有効な手段となります。日ごろから慣れ親しんだ景観を大きく改変

する事業については、地域住民や事業者との説明会、意見交換会等を開催し、このような手段により、共通の景観形成のイメージを持つことが大切です。

また、良好な景観が持続し、改善されていくようにするため、事業完了後の維持管理に関する住民等と行政の役割分担を検討することが必要です。例えば、住宅地の道路に落葉樹を植樹すれば、剪定や落葉の管理などが生じます。整備にあたっては、整備後に予想されるこれらの課題も含めて住民等の意向を確認するとともに、住民等と行政がともに良好な景観形成に向けて取り組む関係を構築することが望まれます。

6 住む人の視点に加え、訪れる人の視点も意識し、松江市固有の景観をより広く、積極的に伝えるよう意識すること。

本市の景観は、人々の心に受け継がれてきた共有の価値観や財産であり、暮らしに潤いと豊かさを与え、来訪者に癒しと感動をもたらします。景観を目的に訪れる人も少なくありません。

松江城天守から望む宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島の景観など、全国に誇れる眺望景観や公園緑地景観、歴史的なまちなみなど、松江固有の景観をより広く、積極的に伝えるため、周辺の景観と調和するよう配慮することはもとより、経年的な変化が眺望などに与える影響についても検討することが必要です。

また、道路や河川、湖岸など見通しが良いため、ポケットパークや橋梁、護岸などは視点場としての活用が可能となります。視点場の整備にあたっては、誰に、何を、どこから、どう見せるのか意識することが大切です。



“夕日を見る”ただそれだけのために人が集まる
(宍道湖夕日スポット)

7 公共事業等の計画地において、法律や条例に基づく良好な景観の形成に関連する施策や地域住民等の自主的な取り組み等があれば、これらとの整合を図ること。

公共事業等は、事業内容によって管理者や事業主体、実施時期等が異なり、同一

の地域や隣接する事業区域において、複数の公共事業等がそれぞれ異なる方針で実施されると、統一感のない景観となってしまいます。また、景観形成に関して既に法律や条例、または自主的なまちづくり計画などに基づく取り組みや取り決めがある地域もあります。異なる分野であっても、構想・計画段階から情報収集や情報提供、調整を図り、景観形成について共通の認識を持って事業を進めることが重要です。

法律、条例に基づく景観形成に係る計画・協定など（例）

- 都市計画法 ----- 地区計画
- 建築基準法 ----- 建築協定
- 景観法 ----- 景観協定
- 都市緑地法 ----- 緑地協定
- ふるさと島根の
景観づくり条例 ----- 景観形成住民協定

なお国では、道路や河川、港湾など、事業内容に応じた詳細な景観形成ガイドライン[※]が示され、島根県では平成4年に「島根県公共事業等景観形成指針」を策定しています。

本指針は、本市の景観特性や地域特性を考慮し、松江市景観計画で定める景観形成基準や、国や県のガイドライン等[※]との整合を図っていますので、公共事業等の実施にあたっては、適宜これらを参照・活用し、本市の特性を活かしたより良い景観が形成されるよう努める必要があります。

※ 「国や県の景観形成ガイドライン等」については、「V 資料編」のV-32 ページ、V-33 ページに URL を掲載しています。



三 運用方針

この指針は、次の方針に従って運用する。

- 1 この指針の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。

松江市内においては、市が実施する公共事業等以外にも国や県などが実施する公共事業等もあります。それぞれの事業主体が近接して事業を実施することや、それぞれの役割でひとつの事業を実施することも少なくありません。公共事業等に当たっては、関係団体等と十分な連絡調整を図りながら、全体として整合のとれた景観形成を図ることが必要です。

- 2 景観形成のための配慮の程度は、事業の目的や緊急性、施設の機能、地域の特性、目指すべき景観形成水準や到達度等を勘案して適切に判断すること。

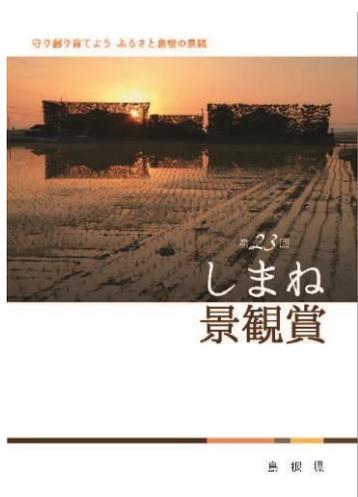
公共事業等は、生命や財産を守るためのものから、豊かな生活や心を育むためのものまで多岐にわたり、施設の規模や機能、緊急性や確実性、利用対象者の範囲や景観としての可視性も様々です。また、目指すべき景観形成の方向性や水準は、事業を行う地域等によって多様であり、到達度や達成するまでに見込まれる期間もそれぞれです。事業計画を立てる際には、これらを把握したうえで、松江市景観計画に定める景観特性、景観資源や展望地の分布状況などを勘案することが必要です。

そして、より良い景観形成の実現にあたっては、公共事業等などにおける“特別なグレードアップ”として実施するのではなく、事業実施の際に重視すべきひとつの要素として扱うことが求められます。単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト縮減のみを優先し景観整備を省くのではなく、それぞれの事業における景観形成指針を踏まえた適切なコスト管理を行い、必要なものに対して適切なコストをかけることが重要です。



「みんなに残したい松江の景観 400 選」は、松江市のウェブサイトでご覧になれます。

http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/keikan_kokoku/keikan400sen/



「しまね景観賞」は、島根県のウェブサイトでご覧になれます。

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/keikan_sho/